

1. 毒物劇物対策

現 状 等

- 毒物及び劇物の取扱については、各都道府県、保健所設置市及び特別区に配置された毒物劇物監視員が、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者について、①登録・許可・届出状況、②製造・販売、取扱場所の状況、③譲渡・交付手続き、④表示の適否、⑤盗難紛失の防止措置、漏洩防止措置等の監視を行うとともに、貯蔵、運搬、廃棄に関する技術基準等を遵守するよう指導を行っている。
- 平成26年度には、登録・届出施設73,115施設のうち延べ21,912施設(検査率30.0%)及び届出の不要な施設のうち4,285施設、合計25,910施設に対して立入検査を行った結果、2,314施設において違反を発見し(発見率8.9%)、これらに対し改善の指導を行った(参考資料1「毒物劇物対策」(1)(2)(3)参照)。
- 平成27年6月の毒物及び劇物指定令の一部改正により、新たに3物質が劇物に指定され、2物質が劇物から除外されたことにより、現在、毒物123項目、劇物382項目が指定されている。
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第五十号)を受け、特定毒物研究者の許可に係る事務・権限について、都道府県から指定都市に移譲することとなった(平成27年6月19日)。また、特定毒物の研究において、主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長の許可がなければ研究できない(毒物及び劇物取締法第三条の二)としたことから、遅くとも施行日までに政令及び省令を改正し、所要の改正及び経過措置を設けるべく調整中である。

都道府県への要請

- 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化については、平成17年3月、平成19年9月、平成20年10月及び平成21年12月の通知により、薬局・薬店や毒物劇物販売業者等に対し、爆発物の原料となり得る化学物質について、盗難防止対策の徹底や購入目的に不審がある者等への販売自粛等、適切な管理と販売を徹底するようお願いしていたところであり、引続き貴管下事業者等への指導についてお願いしたい。また、伊勢志摩サミットにむけて同趣旨の依頼を平成28年1月19日に通知

しているところである。

- 毒物劇物販売業等に立入検査を実施した結果、毒物及び劇物取締法違反を発見し、改善を指摘した事項については、再度の立入検査、報告書の徴収を行うなどにより確実に改善されたことを確認するよう平成 15 年 2 月 28 日付通知「毒物劇物の適正な保管管理等の徹底について」により通知しているところである。本件については年々違反改善の確認率が上昇しているところであるが、違反事業者に対する改善指導が確実なものとなるよう一層、指導をお願いしたい。

また、立入検査の達成度を測る指標として、違反改善率の数値が必要になる。本年も 4 月上旬を目途に、平成 27 年度に行った立入検査に係る違反改善率について調査依頼を行う予定であるので、御協力をお願いしたい。

- 特定毒物研究者の許可に係る事務・権限の都道府県から指定都市への移譲に関しては、当室からも随時改正政令、改正省令及び施行通知について情報提供を行わせていただくので、引き続き、必要な専門的知識、技術等の習得に向けた都道府県と指定都市との連携体制の確保、指定都市の受入体制の整備等について調整を図るよう、協力をお願いしたい。

担当者名 古田専門官（内線 2 4 2 6）、平地係員（内線 2 7 9 8）

2. 化学物質安全対策

（1）家庭用品安全対策

現 状 等

- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（以下「家庭用品規制法」という。）に基づき、平成 28 年 1 月現在 20 物質群が有害物質に指定され、家庭用品中の有害物質の含有量等について必要な基準（規制基準）が定められている。

今般、平成 26 年 8 月の化学物質安全対策部会における審議に基づく答申を踏まえ、化学的変化により容易に特定芳香族アミンを生成するアゾ染料に係る規制基準の新規制定、トリフェニル錫化合物及びトリブチル錫化合物に係る試験方法の改定並びにホルムアルデヒドに係る試験方法の改定について、家庭用品規制法の改正政令及び省令をそれぞれ平成 27 年 4 月及び 7 月に公布し、平成 28 年 4 月施行を予定している。

今後も、国内外での有害物質の使用状況、海外での規制状況等に関する情報収集・調査を踏まえ、家庭用品規制法に基づく規制基準を随時見直すこととしている。

- 毎年、都道府県、保健所設置市及び特別区において家庭用品の試買検査を行い、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対し監視、指導を行っており、その結果について厚生労働省で取りまとめの上、情報提供を行っている。現在、平成 26 年度の都道府県等の試買検査等の状況を取りまとめているところである。

なお、平成 27 年 7 月の改正省令にて、家庭用品衛生監視員証明書の様式変更を行った（規則様式第 2）。

- 消費生活用製品安全法に基づき、製造・輸入業者は、消費生活用製品による重大製品事故について、消費者庁への報告が義務付けられている。当該報告のうち、家庭用品規制法により措置すべきもの、すなわち製品に含有する化学物質が事故原因と考えられるものについては、消費者庁から厚生労働省に通知され、厚生労働省が公表等の措置を行う。厚生労働省に通知された重大製品事故については、都道府県、保健所設置市及び特別区への通知並びに厚生労働省ホームページ(※)への掲載等により重大製品事故情報を公表するとともに、事業者への指導等の措置を行い、再発の防止に努めている。

※<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/topics/jikojirei.html>

また、消費者安全法に基づき、都道府県、保健所設置市及び特別区は、消費者事故等（重大な事故を含む）が発生した旨の情報を得た場合には、消費者庁へ報告することとなっている（参考資料 2（1）「家庭用品安全対策に係る行政の概要」参照）。

都道府県への要請

- 平成 28 年 3 月を目途に「平成 26 年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を各都道府県、保健所設置市及び特別区あて送付する予定である。さらに、例年同様、消費者啓発用のパンフレットを作成しているところであり、平成 28 年 4 月を目途に都道府県、保健所設置市及び特別区あて送付することを予定しているので、消費者への周知等一層の活用を図られるよう御協力をお願いしたい。

また同時に、厚生労働省のホームページ上にも掲載予定なので、啓発活動等に活用するようお願いしたい。

- 厚生労働省が公表した重大製品事故については、ホームページや広報誌等により住民への周知・啓発に努めるようお願いしたい。また、関係自治体には、被害の防止及び拡大の防止の観点から立入検査等必要な措置を行っていただくことがあるが、その

際には御協力をお願いしたい（平成 19 年 5 月 11 日付け通知「消費生活用製品安全法の一部改正に伴う製品事故の取扱いについて」）。

なお、消費者事故等が発生した場合には、消費者事故等情報通知様式により消費者庁へ報告いただくこととなっているが、家庭用品の使用によると考えられる健康被害のうち、物質起因が疑われる被害等についての情報を入手した場合には、家庭用品被害報告書により化学物質安全対策室へも合わせて報告をお願いしたい。

- 家庭用品の安全性を確保するため、平成 28 年 4 月施行の改正政省令の内容を含め、引き続き家庭用品衛生監視の取り組みをお願いしたい。なお、その達成度を測る指標として、家庭用品試買等試験検査における違反率が必要になるので、平成 27 年度の状態を平成 28 年 3 月末までに報告をお願いしたい。

また、改正省令にて家庭用品衛生監視員証明書の様式変更を行ったところであり、施行日以降に発行した同証明書については、新様式（規則様式第 2）で作成する必要があるので、遺漏なきようお願いしたい。

担当者名 古田専門官（内線 2 4 2 6）、加藤係長（内線 2 4 2 4）

（2）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）

現 状 等

- 化管法は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、①特定の化学物質の環境への排出量等把握に関する措置、②事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに係る情報の提供に関する措置について定めた法律である。

- 平成 14 年度より、化管法の対象業種となっている事業者（従業員数 21 人以上）による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出が行われており、平成 27 年には、厚生労働省が所管する業種に係る平成 25 年度実績の集計結果を公表した。

- 平成 20 年、化管法施行令の改正により、第一種指定化学物質（排出量・移動量の届出、安全データシート（SDS）交付が必要）は 462 物質に、第二種指定化学物質（SDS 交付が必要）は 100 物質となっている。

第一種指定化学物質の排出量及び移動量については、事業者からの届出に基づき集計結果を公表している。

また、対応すべき化学物質の範囲及び届出書様式等の詳細については経産省ホーム

ページ（※）を参照されたい。

※http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html

今後の取組

- 平成 26 年度中の第一種指定化学物質の排出量及び移動量（平成 27 年度届出分）については、事業者からの届出に基づき集計し、厚生労働省の所管する業については平成 28 年 3 月末を目途に公表する予定である（全事業者については、経産省及び環境省より公表予定）。

都道府県への要請

- 排出量及び移動量の把握・届出や政省令等の改正内容について、引き続き関係する事業者に対し周知を図るとともに、届出内容の確認、受理、送付等の業務について御協力をお願いしたい。

担当者名 日田補佐（内線 2 9 1 0）、加藤係長（内線 2 4 2 4）

（3）室内空気汚染対策

現 状 等

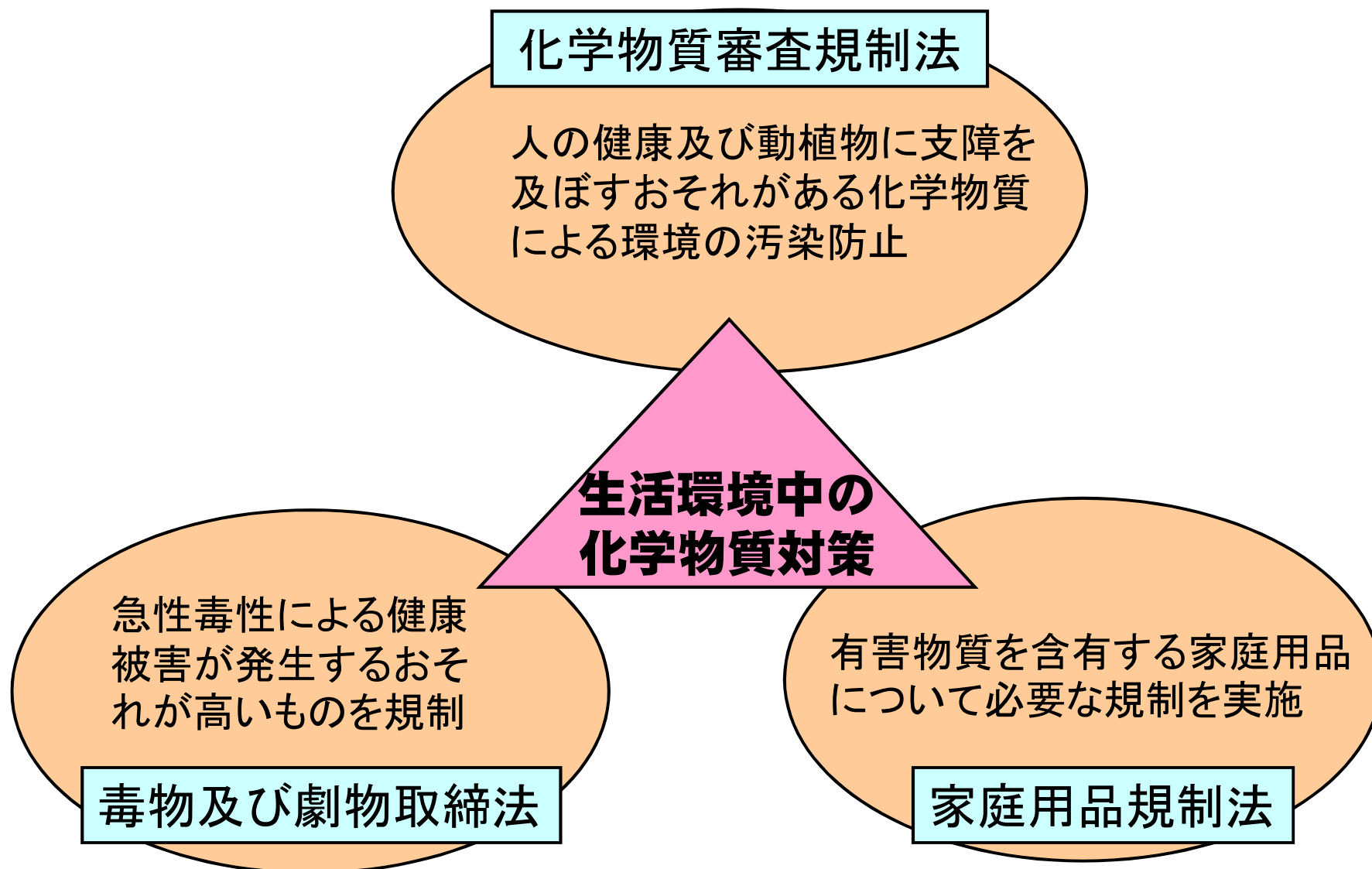
- 居住環境に由来する様々な健康障害、いわゆるシックハウスについては、関係省庁間で連携・協力して、原因分析、基準設定、防止対策、相談体制整備、医療・研究対策等のシックハウス総合対策を図っているところであり、医薬・生活衛生局は室内濃度指針値の設定、測定方法の開発等を担当している。
- 現在、国立医薬品食品衛生研究所において、室内の化学物質の発生源といわれている家具、日用品等の家庭用品について、揮発性有機化合物（VOC）の発生状況の調査及び室内空気汚染全国実態調査を実施している。
- 最近になって、指針値を定めた化学物質以外の代替物質による問題等が新たに指摘されていることなどから、平成 24 年 9 月にシックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会を再開し、室内濃度指針値の見直しを開始し、直近では、平成 28 年 3 月に検討会を開催する予定である。

都道府県への要請

- 上記の検討会の検討状況等については、適宜情報提供を行っていく予定であるので、引き続き消費者からの相談等の対応に御協力をお願いしたい。

担当者名 古田専門官（内線 2 4 2 6）、加藤係長（内線 2 4 2 4）

化学物質安全対策室の主な業務



我が国の主な化学物質関連関係法体系

有害性		曝露		労働環境	消費者	環境経由			排出・ストック汚染	廃棄	危機管理									
人の健康への影響	急性毒性	毒劇法			労働安全衛生法	農薬取締法	農薬取締法	食品衛生法	医薬品医療機器等法	家庭用品品質表示法	家庭用品規制法	建築基準法	農薬取締法	化学物質審査規制法（化審法）	化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	土壌汚染対策法	廃棄物処理法等	化学兵器禁止法
	長期毒性																			
生活環境（動植物を含む）への影響																				
オゾン層破壊性		オゾン層保護法																		

毒物及び劇物取締法

爆発物の原料となり得る劇物等の管理強化

平成16年12月

テロの未然防止に関する行動計画(※)を策定

平成17年 3月

爆発物の原料となりうる化学物質として、事件が頻発し問題となっている過酸化水素製剤や硝酸製剤について、薬局・薬店や毒物劇物の販売者等に対し、適切な管理と販売を行う旨の指導を行うよう、都道府県等に周知
これにより、盗難防止などの管理の徹底と、販売の際に不審な点が認められる者への販売自粛・警察への通報等が行われることとなった。

平成19年 5月

過酸化水素製剤等を薬局等より購入し、爆発物が製造される事件が発生
薬局から警察への通報が事件の発覚と被疑者の逮捕につながった。

平成19年 9月

爆発物の原料となりうる化学物質について適切な管理と販売を徹底するよう再周知

警察庁からのテロ対策強化への協力要請を受け、平成20年10月、平成21年12月にも同旨通知を发出

また、伊勢志摩サミットに向けて平成28年1月 19日付け薬生発0119第2号でも自治体に注意喚起を行っている。

(※)テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)
(抄)

第3 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策

3 テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化

⑨ 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化

厚生労働省、経済産業省及び農林水産省は、平成16年度中に、通達により関係業界等に対し爆発物の原料となる化学物質の管理の強化について指導することとする。

爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について
(平成21年12月2日付け医薬食品局総務課長等通知)

- 1 毒物、家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売自粛。やむを得ず販売する際は、保管管理、廃棄の義務について説明の上で販売
- 2 保管管理、譲渡手続・交付制限の厳守
- 3 インターネット販売時、大量販売時の購入者の連絡先・使用目的の確認、不審者への販売差控え
- 4 盗難・紛失事件、不審動向について警察への届出

GHSについて(内容)

分類

「危険有害性の分類」: 物質または混合物の固有な危険有害性に着目

- ・物理化学的危険性(16種)
- ・健康に対する有害性(10種)
 - ・・・急性毒性、皮膚腐食性、眼刺激性 等
- ・環境に対する有害性(2種)

等についてそれぞれ段階別に区分する。

(各物質が「～の有害性は区分●●、
～の危険性は区分○○、～については区分外」というように分類される。

表示

分類結果に基づいて、ラベル表示等を行う。

(右の例参照。)

パラクレゾール

p-クレゾール 100%

UN No. 2076

(例)



危険

危険有害性情報

- ・飲み込む／皮膚に接触すると有毒
- ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
- ・臓器(中枢神経系、腎臓)の障害／(気道刺激性)呼吸器への刺激のおそれ
- ・長期または反復暴露による臓器(呼吸器、中枢神経系)の障害のおそれ
- ・水生生物に毒性

取扱注意

- ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙
- ・取扱い後はよく手を洗うこと
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと
- ・保護手袋および保護眼鏡または保護面を着用すること
- ・環境への放出を避けること
- ・飲込んだ場合や眼に入った場合、直ちに医師に連絡すること

毒劇法におけるGHS対応の状況(1)

GHS関連のJIS規格

1. JIS Z 7252:2009 (分類JIS)

GHSに基づく化学物質等の分類方法

2. JIS Z 7253:2012 (SDS及びラベルJIS) ※

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法

ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

※平成24年3月26日、下記の2つのJISを統合したJIS Z 7253:2012が公布された。

- ・JIS Z 7250:2010 (MSDS JIS)

化学物質等安全データシート(MSDS)ー内容及び項目の順序

- ・JIS Z 7251:2010 (ラベルJIS)

GHSに基づく化学物質等の表示

毒劇法におけるGHS対応の状況(2)

毒劇法におけるGHS対応

毒劇法とJIS Z 7253では、SDS・ラベルの要求項目が一部異なるため、明確化。

毒物及び劇物取締法（ラベル）	JIS Z 7253（ラベル）
	危険有害性を表す絵表示
	注意喚起語
	危険有害性情報
	注意書き
毒物又は劇物の名称 （法第12条第2項第1号）	化学品の名称
毒物又は劇物の成分 （法第12条第2項第2号）	
情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所 （法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地） （規則第11条の6第1号）	供給者を特定する情報
「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示 （法第12条第1項、第3項）	その他国内法令によって表示が求められる事項
毒物又は劇物の含量 （法第12条第2項第2号）	
厚生労働省令で定める毒物及び劇物について、その解毒剤の名称など （規則第11条の5、規則第11条の6第2号から第4号）	

毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の危険有害性情報の伝達等に係る留意事項について(通知)
(平成24年3月26日薬食化発0326第1号)

毒物及び劇物取締法（SDS）	JIS Z 7253（SDS）
情報を提供する毒物劇物営業者の氏名 （名称）及び住所（所在地） （規則第13条の12第1号）	化学品及び会社情報
	危険有害性の要約
名称並びに成分及びその含量 （規則第13条の12第3号）	組成及び成分情報
応急措置 （規則第13条の12第4号）	応急措置
火災時の措置 （規則第13条の12第5号）	火災時の措置
漏出時の措置 （規則第13条の12第6号）	漏出時の措置
取扱い及び保管上の注意 （規則第13条の12第7号）	取扱い及び保管上の注意
暴露の防止及び保護のための措置 （規則第13条の12第8号）	ばく露防止及び保護措置
物理的及び化学的性質 （規則第13条の12第9号）	物理的及び化学的性質
安定性及び反応性 （規則第13条の12第10号）	安定性及び反応性
毒性に関する情報 （規則第13条の12第11号）	有害性情報
	環境影響情報
廃棄上の注意 （規則第13条の12第12号）	廃棄上の注意
輸送上の注意 （規則第13条の12第13号）	輸送上の注意
毒物又は劇物の別 （規則第13条の12第2号）	
	適用法令 8
	その他の情報

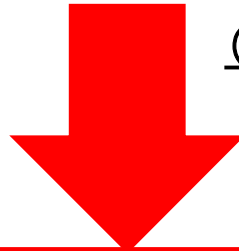
毒物及び劇物指定令の一部改正について

- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令が公布・施行された。
公布：平成27年6月19日
施行：除外については公布と同日、指定については平成27年7月1日
- 上記の改正により、新たに2物質が毒物に指定され、1物質が劇物に指定され、2物質が劇物から除外された結果、平成28年2月現在、毒物が123項目、劇物が382項目となっている。
- 新たに毒物又は劇物指定された物質については、経過措置として平成27年9月30日までの間、業登録、毒物劇物取扱責任者の設置、容器等への毒劇物に係る表示等についての猶予が認められていた。
- 施行通知：平成27年6月19日付け薬食発0619第1号
「毒物及び劇物指定令の一部改正について(通知)」

特定毒物研究者の許可（都道府県権限）の事務・権限の移譲について

- 特定毒物研究者の許可に係る事務・権限については、都道府県知事から指定都市の長（注）に移譲することを内容とした法案が平成27年6月26日に公布された。

（注）保健所設置市市長、特別区区長ではない。



- ○特定毒物研究者の許可に係る道府県と指定都市との合同の立入検査の実施
○道府県による研修等の実施
○指定都市への引継ぎの準備を進めていただく 等

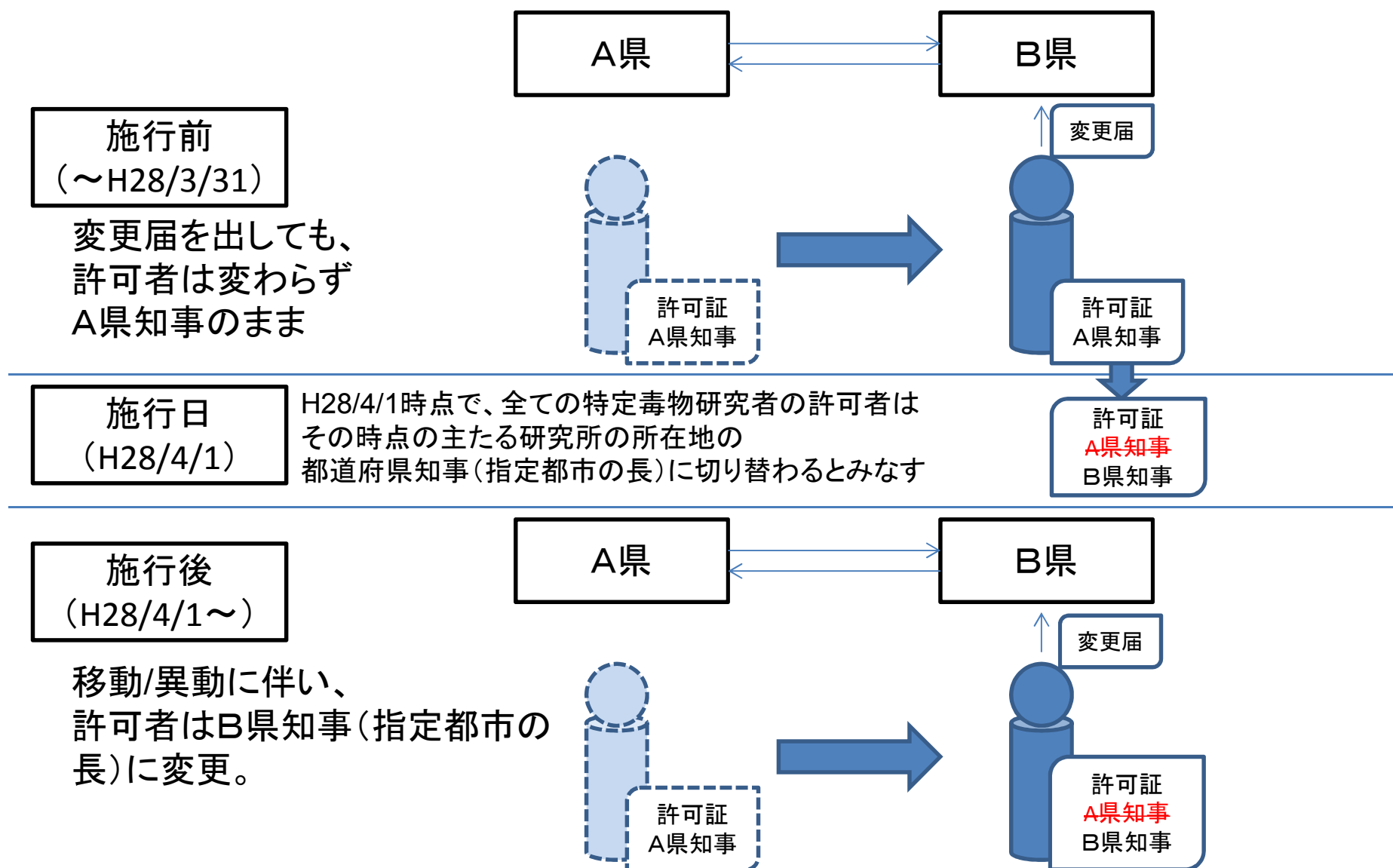
必要な専門的知識、技術等の習得に向けた都道府県と指定都市との連携体制の確保、指定都市の受入体制の整備等についての調整を着実に実施。

施行日は平成28年4月1日。

特定毒物研究者の許可(都道府県権限)の事務・権限の移譲について

- 今般の法改正にあたっては、特定毒物を用いた研究について、主たる研究所の所在地の都道府県知事(又は指定都市の長)の許可がなければ行ってはならないこととなった。
- 上記に対応するため、遅くとも施行日までに、以下の趣旨で政令及び省令での手当を予定している。
- 最初に許可を取得した都道府県から本人の異動あるいは主たる研究所の移動があり、許可取得時とは異なる都道府県で研究を行っている特定毒物研究者の許可については、平成28年4月1日を以て自動的に、現在研究を行っている都道府県知事(又は指定都市の長)の許可を得ているものとみなす。

特定毒物研究者の許可(都道府県権限)の事務・権限の移譲について



家庭用品関係

特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるアゾ染料の規制基準

1. 規制対象物質(有害物質)【政令で指定】

アゾ化合物※(化学的変化により容易に次に掲げる物質を生成するものに限る。)

※ 省令で、アゾ染料が使用されている家庭用品を指定

No.	特定芳香族アミンの名称	No.	特定芳香族アミンの名称
1	4-アミノアゾベンゼン	13	3,3'-ジクロロベンジジン
2	2-アミノ-4-ニトロトルエン	14	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
3	4-アミノビフェニル	15	3,3'-ジメチルベンジジン
4	4,4'-オキシジアニリン	16	3,3'-ジメトキシベンジジン
5	オルト-アニシジン	17	4,4'-チオジアニリン
6	オルト-アミノアゾトルエン	18	2,4,5-トリメチルアニリン
7	オルト-トルイジン	19	2,4-トルイレンジアミン
8	2,4-キシリジン	20	2-ナフチルアミン
9	2,6-キシリジン	21	パラ-クレシジン
10	4-クロロ-オルト-トルイジン	22	パラ-クロロアニリン
11	2,4-ジアミノアニソール	23	ベンジジン
12	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	24	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)

特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるアゾ染料の規制基準

2. 規制対象とする家庭用品【省令で指定】

以下に該当する製品

- ① 特に皮膚に長期間接触すると考えられる製品、
- ② 実態調査において $30\mu\text{g/g}$ を超えて特定芳香族アミンが検出された製品
- ③ 子どもが口に含む等の可能性が高い製品

具体的には・・・

- (1) 繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品
- (2) 革製品(毛皮製品を含む。)のうち、下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物

3. 基準

特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるアゾ染料が、繊維製品及び革製品(毛皮製品を含む。)に使用された場合に検出可能なものとする

 EUの基準値等を参考として $30\mu\text{g/g}$ に設定

※ 基準案の詳細は、化学物質安全対策部会(平成26年8月21日開催)の資料を参照

トリフェニル錫化合物・トリブチル錫化合物の規制基準の一部改正

現在の試験法

- ① 家庭用品からトリフェニル錫化合物又はトリブチル錫化合物を溶媒抽出後に、活性アルミナカラムによる精製及び硝酸分解を経て、フレイムレス原子吸光法によって錫量を測定＜試験法＞
- ② フレイムレス原子吸光法で $1\mu\text{g/g}$ 以上の錫が検出された場合には、2次元薄層クロマトグラフ法によりトリフェニル錫化合物又はトリブチル錫化合物の存在を確認＜確認法＞

当該試験法への専門家からの指摘

- ① フレイムレス原子吸光法において「錫」としてしか定量できない。
- ② 2次元薄層クロマトグラフ法での定性確認時に行われるジチゾンの噴霧により生成したジチゾン錯体の黄色の発色が短時間に消失する。
- ③ 夾雑物質により2次元薄層クロマトグラフにおけるスポット位置が移動したり拡散したりする。
- ④ 食品衛生法や環境における有機錫化合物の測定においてガスクロマトグラフ質量分析計等が用いられている。

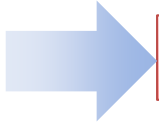
トリフェニル錫化合物・トリブチル錫化合物の規制基準の一部改正

試験法の主な変更点

(1) 分析法の変更

試験法: フレームレス原子吸光法

確認法: 2次元薄層クロマトグラフ法



ガスクロマトグラフ質量分析計

(2) 抽出溶媒の変更

繊維製品及び繊維製品以外で水性のもの: 塩酸・メタノール



塩酸・アセトン

繊維製品以外で油性のもの: ヘキサン＋酢酸



ヘキサン＋塩酸

(3) サロゲート物質(重水素化体)の使用

標準溶液と調査対象試料との比較により基準値超過を判定(比較試験)

(4) トリフェニル錫化合物及びトリブチル錫化合物を分析前にエチル誘導体化

基準値の変更

錫として1.0 µg/g、トリフェニル錫化合物及びトリブチル錫化合物としてそれぞれ3.25 及び2.75µg/g(塩化物換算値)を基準値とする。

(試験法の変更をした後も、従前の方法の検出限界と同水準の基準)

ホルムアルデヒドの規制基準の一部改正

現在の試験法への専門家からの指摘

- ホルムアルデヒドの現在の試験法について、吸光度を測定する際に、頻繁に濁りが生じるとの指摘
- 国立医薬品食品衛生研究所において、試験法の改正を検討

試験法の主な変更点

- 吸光度を測定する一部の操作において、「精製水」に替えて、「酢酸－酢酸アンモニウム緩衝液」を使用することとしたこと等

家庭用品の規制基準の改正

- 家庭用品規制法の政令(アゾ色素)及び省令(アゾ色素、トリフェニル錫化合物及びトリブチル錫化合物、ホルムアルデヒド)を改正
- 政令は平成27年4月、省令は平成27年7月に公布し、平成28年4月施行
- 施行に当たっての留意事項に関する室長通知を2月に発出(予定)